

学内リサーチコラボレーター契約約款

この契約約款（以下「本約款」といいます。）は、お客様を委託者、株式会社インテージ（以下「当社」といいます。）を受託者として、本業務（第1条で定義します。）を委託するにあたり締結される業務委託契約（第2条で定義します。）の条件を定めることを目的とします。

第1章（総則）

第1条（委託の内容） 本約款に基づきお客様が当社に委託する業務（以下「本業務」といいます。）は、次のとおりとし、業務委託契約で特定するものとします。

(1) アンケート調査に関する業務

- ①お客様が実施するオンラインアンケートの調査対象者への配信業務
- ②オンラインアンケートに参加した調査対象者への謝礼の付与

(2) 実証実験リクルーティングに関する業務

- ①お客様が実施する実証実験に参加する調査対象者のリクルーティング業務および実証実験の参加に承諾した調査対象者の氏名、電話番号およびメールアドレス等が記載されたリスト（以下、これらを総称して「対象者リスト」といいます。）のお客様への提供。なお、お客様および当社は、当社からお客様への対象者リストの提供は、お客様が対象者リストの収集業務を当社に委託し、当社がこれを受託することに基づき行われるものであり、対象者リストの管理主体はお客様であることを確認します。
- ②実証実験に参加した調査対象者への謝礼の付与。なお、当該業務については、当社が、お客様から、謝礼の対象となるリストの第三者提供を受けたうえで行われます。
- ③対象者リストに基づく本人からの問合せ、開示請求の対応

第2条（適用範囲） 本約款は、お客様と当社との間で締結される本業務を目的とした業務委託契約（以下「業務委託契約」といいます。）の内容として組み込まれ、適用されます。

2. 業務委託契約で、本約款の一部の適用を排除または本約款と異なる事項を定めたときは、業務委託契約の定めが優先して適用されます。
3. 業務委託契約において、「実証実験リクルーティング」として記載されている本業務については、第1章（総則）のほか、第2章（実証実験リクルーティング業務に関する条項）を適用します。

第3条（業務委託契約の締結） 業務委託契約は、当社が事前に本業務を実施するうえで必要な事項（業務内容、委託料、数量、期間等）をお客様に対し電子メールにより交付し、お客様がこれを承諾する旨を電子メールにより当社に対して通知した時に成立します。業務委託契約は、準委任契約で行われるものとします。

第4条（本業務の実施） 当社は、業務委託契約（該当するものがある場合は、企画書または実施計画書を含みます。）に定めた本業務の詳細内容（業務範囲、調査対象者の条件・抽出方法、納入物の内容等を含み、これらに限られません。以下「本仕様」といいます。）に従って、本業務を実施します。なお、（該当するものがある場合）本業務の企画書および実施計画書は、業務委託契約の内容の一部を構成します。

2. 本業務の実施にあたり、本仕様に定めのない事項が生じたときまたは合理的な事由により本仕様を変更しようとするときは、事前にお客様と当社が協議のうえ、第15条第2項に定める変更契約を締結する方法により、本仕様を変更するものとします。

第5条（再委託） 当社は、本業務の全部または一部を当社の責任において第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先に対し、業務委

託契約および本約款に基づく当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

2. 前項にかかわらず、当社にお客様から開示または取扱いを委託された個人情報（JISQ15001定義。以下同じとします。）の取扱いを再委託する場合は、お客様の書面（電子メールを含みます。）による事前の承諾を得るものとします。

第6条（資料等の提供および返還） お客様は、当社に対し、本業務実施に必要な情報、資料等（以下、これらを総称して「資料等」といいます。）の提供を無償で行います。また、当社からお客様に対し、資料等の提供の要請があった場合、お客様は当社に対し、無償でこれらの提供を行うものとします。

2. お客様は、当社に提供する資料等について、第三者の権利を侵害するものでないこと、提供について正当な権限を有することを保証するものとします。

3. お客様の指図もしくは資料等、またはこれらの遅れに起因して、第三者との紛争、当社の債務不履行等が生じた場合であっても、当社は何等の責任も負わず、また、お客様は当該紛争を自らの費用と責任で解決するものとします。

4. 当社は、お客様から提供された資料等を本業務の実施に必要な範囲内で複製または改変することができるものとします。

5. お客様から提供を受けた資料等（複製物および改変物を含みます。）が本業務の実施に不要となったときは、当社に遅滞なくこれらをお客様に返還またはお客様の指示に従った処置を行うものとします。

6. お客様および当社は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、電子メール等により記録を残すものとします。

第7条（お客様の義務等）

お客様は、オンラインアンケートおよび実証実験の実施および運営について、自らの費用と責任でもって行うものとします。当社は、オンラインアンケートおよび実証実験の実施および運営について、業務委託契約に基づく本業務を除き、一切の責任を負わないものとします。

2. お客様は、オンラインアンケートおよび実証実験を実施する際に、当社が定めるモニター利用ガイドラインの内容を遵守するものとします。

3. お客様は、当社がお客様に提供する対象者リストならびにオンラインアンケートおよび実証実験により調査対象者から収集した一切の情報を、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令（通達、ガイドライン等を含む。）を遵守して取り扱うものとし、当社は、お客様における当該情報の取扱いについて一切の責任を負わないものとします。

第8条（秘密情報の取扱い） お客様および当社は、本業務実施のため相手方より開示された技術上、営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、または口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後14日以内に書面により内容を特定した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から開示された情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本約款に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
2. 秘密情報の開示を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を受けなければならぬものとします。
3. お客様および当社は、相手方より開示を受けた秘密情報について、業務委託契約の目的の範囲内でのみ使用し、この範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を得るものとします。
4. お客様および当社は、秘密情報（複製・改変物を含みます。）が本業務の実施に不要となったときは、遅滞なくこれらを相手方に返還または相手方の指示に従

った処置を行うものとします。

5. 本条の規定は、業務委託契約の終了後1年間存続します。

第9条 (報告等) 当社は、本業務が終了した後は、遅滞なくその結果を報告するものとします。

2. 前項に加え、当社は、お客様に報告すべきと合理的に認められる事由が生じたときは、遅滞なくお客様に報告します。

第10条 (委託料の支払い) お客様は、業務委託契約に定める委託料を、当社に対し、業務委託契約に定める支払期日までに全額一括にて当社が指定する銀行口座に振込送金して支払うものとします。

第11条 (不可抗力の免責) 天災地変、その他当社の責に帰すことのできない不可抗力の事由により、本業務の全部または一部が実施不能となった場合、当社はその責を負わないものとします。この場合、お客様と当社で協議のうえ業務委託契約の全部または一部を解除または変更することができるものとします。

第12条 (解除) お客様または当社は、相手方の業務委託契約の債務不履行が相当期間を定めてなした催告後も是正されないとき、または相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときには、何らの催告なしに直ちに業務委託契約の全部または一部を解除することができます。

- (1) 重大な過失または背信行為があったとき
- (2) 支払いの停止、または差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行の申立があったとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生の開始手続きがあったとき
- (4) 解散、任意整理または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡を行おうとしたとき
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (7) 監督官庁より事業の許認可等の取消、停止等の処分を受けたとき
- (8) 第13条第1項各号のいずれかに該当したとき、または同条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
- (9) その他本項第1号ないし第8号の事実に基づき生じたとき、または業務委託契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

2. お客様または当社は、本条第1項に該当したときは、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。

第13条 (反社会的勢力の排除) お客様および当社は、業務委託契約締結日において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

- (1) 暴力団員等が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. お客様および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該

当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第14条 (損害賠償) お客様および当社は、業務委託契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、相手方に対して第3項所定の限度内で損害賠償を請求することができるものとします。

2. 前項の損害賠償請求は、本業務終了報告日から起算して180日以内に行わなければならない、請求権を行使することはできないものとします。

3. お客様または当社の業務委託契約の履行に関する損害賠償額は、当該請求原因に係る委託料相当額を上限とします。

第15条 (一般条項) 業務委託契約は、当社が承諾の通知をした時に発効し、第10条に定める委託料の支払いが完了した時に終了します。

2. 業務委託契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前にお客様と当社で協議のうえ、別途、変更契約を締結することによってこれを行うことができます。
3. お客様および当社は、相手方の書面による事前の承諾なく、業務委託契約上の地位または業務委託契約から生じる権利もしくは義務の全部または一部を第三者に譲渡し、貸与し、担保に供しまたは引き受けさせてはならないものとします。
4. お客様と当社との間で、本約款または業務委託契約に関する訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 (実証実験リクルーティング業務に関する条項)

第16条 (実証実験リクルーティング業務におけるお客様の義務等) お客様は、当社から提供を受けた対象者リストの取扱いにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 対象者リストを、当社の事前の書面による承諾なく、実証実験の実施以外の目的に使用してはならず、また、第三者に対して開示、提供もしくは漏洩してはならないこと
- (2) 対象者リストを、実証実験の実施目的のために知る必要のある最小限の自己の役員または従業員にのみ取り扱わせること
- (3) 対象者リストを、他の情報と明確に区分して保管しなければならず、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとし、不正アクセス、不正使用等の防止に努めること
- (4) 業務委託契約が終了したときは対象者リスト（その複写・複製物を含む。）を自己の責任と費用において速やかに（遅くとも業務委託契約終了後7日以内）削除または廃棄等の処置を行うものとし、以後一切保有してはならないこと。また、当該処置後速やかに、当社に書面（電子メールやファイル共有システム等の電子的手段を含む。）により当該事実を通知すること。業務委託契約終了後14日以内に通知がない場合は、当該処置が完了したものとみなすものとし、当該前提に基づいて第1条第2号③に係る本業務を遂行した結果、甲に損害等が生じたとしても、当社は、何らの責任を負わないものとします。

【改訂履歴】

2026年4月1日 制定